

# 部落差別をなくす運動と 私たちの暮らし③

今回は、同和対策事業について考えてみたいと思います。

## ・同和対策事業取組みの経過

国の同和対策審議会の答申を受け、1969（昭和44）年、同和対策事業特別措置法（後に、地対財特法）が制定され、同和対策事業の取組みが始まりました。

同和地区は長年にわたる差別の結果、劣悪な環境など深刻な差別の実態があり、通常の行政施策だけでは改善に相当な年月がかかるため、緊急で集中的な特別措置で取り組む必要があったからです。こうした法律が制定されたのも、部落差別をなくす運動があつて国を動かすことができたのです。

## ・同和対策事業の財政的特別措置

同和対策事業は国の補助率が高く、地方自治体の財政負担軽減に大きな役割を果たしてきました。

例えば、ある通常の補助事業で

は、総事業費の50%が市の負担となりますが、同和対策事業で行うと、市の負担は、総事業費の約6・7%で済みます。

## ・市の同和対策事業

こうした財政的な特別措置を活用して市でもこれまで幅広い分野で多くの同和対策事業を行ってきました。

道路の整備、公園の整備、都市下水路の整備、池の改修工事、住宅・集会所などの施設の建設、圃場整備、河川の改修事業、公共下水道の整備などです。

これらの事業を進めていく際には行政、事業実施区域の区長はじめ役員、部落解放同盟の代表者、地権者の皆さんなどで建設委員会を組織してきました。この建設委員会の中で同和対策事業の意義・目的などを協議しながら、同和地区だけでなく周辺地域を含めた環境改善を図ることを大切にしながら事業を進めてきました。

このように、事業を通して周辺地域の方々と手をつなぎながら部落差別をなくす取り組みが行なわれてきています。

## ・同和対策事業と私たちの生活

同和対策事業で整備した道路の一つに小郡郵便局東側の道路があります。通称「七夕通り」と呼ばれる横限・大崎8号線です。



七夕通り

この道路は多くの車が通る市内の幹線道路でありながら、緊急車両も通りにくく狭くて歩道もない、非常に危険な状態でした。そのため歩行者が安全に歩け、車両もスムーズに

通行できる道路の整備が望まれていました。

そこで同和対策事業として1979（昭和54）年から道路の整備が取り組まれることになりました。この事業でも建設委員会が組織され、周辺地域の人々の十分な理解と協力のもとに進められ、1988（昭和63）年度に実現できました。

その後、この事業が横限・大崎8号線全線の整備を促進する発端となり、今では筑紫野市と久留米市を結ぶ幹線道路としての機能を果たしています。さらにこの道路の整備がその後の市内全域の道路交通網の整備促進に大きな影響を及ぼしています。

このように、これまで実施してきた同和対策事業は多くの市民の皆さんの環境改善、生活向上に役立つとともに、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の理解を深める役割も果たしており、私たちの生活にとって身近な取り組みとなっています。

